

**無線 LAN 等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会（第 4 回）**  
**議事要旨（案）**

1. 日時

令和 4 年 7 月 21 日（木）15:00～17:00

2. 場所

Web 会議

3. 出席者（敬称略）

(1) 構成員

高田座長、前原座長代理、梅比良構成員、関口構成員、永井構成員、林構成員、  
赤澤構成員（パナソニック）、新井構成員（シャープ）、城田構成員（クアルコム）、  
醍醐構成員（リコー）、高橋構成員（アンリツ）、成瀬構成員（バッファロー）

(2) オブザーバー

登録証明機関:

テレコムエンジニアリングセンター、ディーエスピーリサーチ、  
テュフ ラインランド ジャパン、UL Japan

関係府省:

内閣府規制改革推進室

(3) 事務局（総務省）

豊嶋電波部長

堀内電波環境課長、瀬田電波環境推進官

石田認証推進室長、斉藤課長補佐

4. 議事

(1) 開会

(2) 議事

- ・ 前回議事要旨について
- ・ 日欧米比較調査の最終報告
- ・ 海外調査報告
- ・ 登録証明機関ヒアリング②

(3) 閉会

5. 議事の経過

議事に先立ち、事務局（総務省）の体制変更について連絡があった。

(1) 前回議事要旨の確認

事務局から、第3回検討会議事要旨についての説明が行われた。

(2) 日欧米比較調査の最終報告

事務局から、アドホックグループにおいて検討を行った日欧米比較調査の最終報告が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・本件について大変な調査をしていただき感謝する。非常に参考になった。アドホックグループにおいては現在の日本の基準と欧米の基準を比較いただいたと理解した。日本の基準が要求する品質や試験方法を踏まえて、欧米の試験方法によりその適合性を判断できるのか検討する必要があるのではないか。

(事務局による回答)今回は、本検討会の検討事項の一つである「日欧米における無線LAN等の認証に必要な技術的条件・試験項目・測定方法等の比較検討」として、日欧米における現行制度をベースに比較検討を行ったもの。ご指摘の点は、得られたファクトを前提として今後検討を行う際の視座について言及いただいたものと受け止める。

(3) 海外調査報告

事務局から、欧米試験データ受入れ実施国に関する調査について説明が行われた。

主な意見の概要は以下のとおり。

- ・海外においては技術基準に適合しない製品を販売した場合は罰則の対象となる一方で、日本においては電波法第102条の11第1項にあるとおり、技術基準に適合しない無線設備の製造、輸入、販売をしないよう努力する義務が課されている。日本においてもこれを禁止すべきではないか。

(事務局による回答)インターネットショッピングモール等、無線機器を販売する事業者に協力いただく形で市場後監視の取り組みに努めている。まずは現行の規定に基づく市場の取り組みを総務省として促している。

- ・欧州と米国の技術基準は異なるが、両方の試験レポートを受け入れている国はあるのか。

(事務局による回答)オーストラリア、シンガポールでは欧米どちらの試験レポートも受け入れが可能である。技術にもよるが、技術基準に欧州と米国の規格が併記されており、いずれかの規格に基づく試験方法により適合性が確認されれば、それらのレポートを活用可能である。

- ・欧米基準の試験レポートを受け入れる国においては、自国の技術基準が存在するものの、その基準に準拠することのエビデンスとして欧米の試験レポートが提示されれば自国の基準に適合していると思なすという理解で良いか。欧米間では技術基準に互換

性がないため、あくまで適合していると思なしているにすぎないと理解した。

(事務局による回答)オーストラリアの技術基準を例に挙げると、各項目について欧米それぞれの規格を参照しているため、各項目の適合を確認できる結果が欧米の試験レポートに含まれていれば自国基準に適合していると思なす。

- ・ 欧米基準の試験レポートを受け入れている国であっても、欧米いずれか一方の基準に基づく試験レポートを提示する必要がある理解で良いか。

(事務局による回答)ご認識のとおりである。オーストラリア、シンガポールでは欧米基準の試験レポートの活用が認められているが、これらの混成は認められていない。

(4) 登録証明機関ヒアリング

登録証明機関 2 者からヒアリングを行い、その後質疑応答を行った。

(5) その他

事務局より、次回検討会は 9 月頃に開催する旨の連絡があった。

(以上)